

広島県告示第九百九十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾竹原港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年二月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所において縦覧に供する。

令和三年十一月八日

竹原港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾竹原港放置等禁止区域

1 吉名町平方宗越地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 竹原市吉名町の国土地理院四等三角点「久作」（北緯三四度一八分五七秒七八九二、東経一三二度五一分四七秒四九五〇、標高六〇・六三メートル）

基点一 基準点から一一四度五〇分三六秒の方向一九・二九メートルの点

基点二 基点一から一五四度二五分三五秒の方向六一五・四九メートルの点

2 高崎地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 竹原市福田町の国土地理院四等三角点「龍王谷」（北緯三四度二〇分三一秒〇〇九〇、東経一三二度五六分〇二秒三一六九、標高一八八・二九メートル）

基点一 基準点から一二五度五一分四一秒の方向一、一四二・六五メートルの点

基点二 基点一から一五〇度五二分〇二秒の方向一二五・九八メートルの点

基点三 基点二から二三四度一分五八秒の方向一、〇一九・三二メートルの点

基点四 基点三から三一八度一七分四〇秒の方向二〇・〇〇メートルの点

3 長浜地区（その一）

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 竹原市福田町の国土地理院三等三角点「棚林」（北緯三四度二〇分〇六秒三二二二、東経一三二度五八分一七秒一三一二、標高一二・七メートル）

基点一 基準点から二八七度五五分一二秒の方向六七七・六六メートルの点

基点二 基点一から一五〇度五二分〇二秒の方向一二五・九八メートルの点

- 基点三 基点二から二三四度一分五八秒の方向一、〇一九・三二メートルの点
基点四 基点三から三一八度一七分四〇秒の方向二〇・〇〇メートルの点
- 4 長浜地区(その二)

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 竹原市福田町の国土地理院三等三角点「棚林」(北緯三四度二〇分〇六秒

三三二二、東経一三二度五八分一七秒三一二、標高一二・七メートル)

基点一 基準点から二八四度二分一七秒の方向四二九・七六メートルの点

基点二 基点一から一九九度四一分一七秒の方向四八・一八メートルの点

基点三 基点二から一〇七度三四分一六秒の方向三六九・〇六メートルの点

二 地方港湾竹原港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物